

(16)公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター経営状況報告書

法人の概要

- 1 名 称 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター
- 2 目 的 鳥取県の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- 3 公益認定年月日 平成24年3月21日
(財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター設立許可年月日
昭和59年2月15日)
- 4 設立登記年月日 平成24年4月1日
(財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター設立登記年月日
昭和59年3月21日)
- 5 基本財産 出えん金 4,520,000円
鳥取県出えん金 2,000,000円
鳥取県各生活衛生同業組合出えん金 2,520,000円
- 6 役員等 評議員 8人 理事 8人 監事 2人
評議員 有田勝徳(元鳥取県中小企業団体中央会専務理事)
〃 杉浦為佐夫(税理士)
〃 竹内利尚(株式会社日本政策金融公庫米子支店支
店長)
〃 竹本佐代子(前鳥取市消費者団体連絡協議会会長)
〃 松本尚美(前公益財団法人理容師美容師試験研修
センター中国ブロック事務所鳥取県担
当マネージャー)
〃 中澤寿秀(鳥取県飲食生活衛生同業組合)
〃 西尾達也(鳥取県美容業生活衛生同業組合常任理
事)
〃 福田哲也(鳥取県クリーニング生活衛生同業組合
理事)

理事長 松本正嗣 (鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長)

副理事長 福間英年 (鳥取県理容生活衛生同業組合理事長)

〃 鴨河猛志 (鳥取県クリーニング生活衛生同業組合理事長)

常務理事 小畑正一 (公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター事務局長)

理事 正田眞弓 (鳥取県美容業生活衛生同業組合理事長)

〃 酒井昭徳 (鳥取県食肉生活衛生同業組合理事長)

〃 小谷文夫 (鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)

〃 和田芳廣 (株式会社日本政策金融公庫鳥取支店国民生活事業統轄)

監事 山本浩 (鳥取県理容生活衛生同業組合常務理事)

〃 田中和子 (鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事)

7 職員 3人 (うち県退職職員 1人)

8 事務所 鳥取市松並町二丁目160番地

令和4年度事業実施状況

県民生活に密着したサービスや商品の提供を行い生活向上と地域の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」という。）の経営の健全化と振興を通じて、衛生水準の維持向上と利用者及び県消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、鳥取県・鳥取市等行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）などの関係機関と連携しながら公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）の定款に定めるところにより、営業に関する相談・指導、融資のあっせん、振興のための事業、後継者育成支援事業、標準営業約款制度の登録・普及、クリーニング師・従事者の研修講習、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やエネルギー価格等の物価高騰に伴う経営支援などの事業を実施した。

また、公益財団法人としての自覚を持ち、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づいて法人運営を行った。

I 公益目的事業

1 相談室運営事業

指導センターに経営指導員を配置し、管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行った。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という。）、約款登録推進員及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行った。

・組織体制	常務理事	1名	（事務局長・経営指導員を兼務）
	経営指導員	1名	
	事務職員	1名	
	特相員	21名	

2 税務相談等事業

平成24年に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した業務協力に関する覚書に基づき、税理士による税務の記帳方法、決算書の作成方法、中小企業診断士による経営診断、事業承継等相談を希望する生衛業者について無料の個別相談・指導を行った。

・実績 5件・14時間 [目標8件・16時間]

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

要請を受けて、経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応した。

特に特相員から提供される融資等相談事例については、随時出向き、必要に応じて税理士等の協力を得て相談に応じた。

（相談・指導等事業 件数 ※（ ）内は目標）

区 分	令和4年度	
窓口相談 (件)	86	(100)
地区相談 (人)	18	(40)
巡回相談 (人)	580	(600)
計	684	(740)

(2) 地区相談・指導

鳥取市、県中部・西部生活環境担当部局の協力を得て、各管内の生衛組合役員、特相員、標準営業約款推進員と経営指導員及び行政担当者、日本公庫融資担当で業種横断的な地区連絡会を開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行った。

なお、県西部総合事務所管内については、開催を予定していた時期に新型コロナウイルス感染症の感染が急激に拡大したことから開催を見送った。

(相談・連絡会議)

・鳥取市保健所管内	8月22日	11人
・県中部総合事務所管内	8月29日	7人
	計2回	参加者18人

(3) 衛生管理講習会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため美容業生衛組合及び理容生衛組合と連携して営業施設における衛生の研修会を県内3地域で実施した。

(理容生衛組合)

講師：鳥取市及び県中部・西部生活環境部局 担当者

医学博士 石田 茂 氏

・東部地区	10月3日	37人 (うち員外 0人)
・中部地区	9月26日	78人 (うち員外 0人) ※リモート開催
・西部地区	11月21日	44人 (うち員外 0人)

(美容業生衛組合)

講師：鳥取市及び県中部・西部生活環境部局 担当者

医学博士 石田 茂 氏

・東部地区	6月27日	41人 (うち員外 8人)
・中部地区	9月5日	20人 (うち員外 0人)
・西部地区	4月25日	78人 (うち員外 1人)
	計6回	受講者 298人 (うち員外 9人) [目標400人]

4 生活衛生関係営業設備改善資金融資等指導事業

日本公庫の融資に関し、生衛業者の求めに応じて必要な指導を行ったほか、生活衛生関係営業経営改善貸付における推薦業務や新型コロナウイルス感染症関連融資の借入申込に係る代理入力等を行った。

これらの業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、経営指導員、特相員及び日本公庫担当者合同の研修会を行った。

(貸付実績 ※ () 内は前年度貸付額)

	全 体	うち 衛経貸付	うち 振興貸付
借入決定した件数 (件)	22 (56)	1 (1)	9 (15)
融資決定額 (千円)	114,030 (381,780)	5,500 (8,000)	71,300 (87,380)

5 融資等相談支援連絡協議会事業

県が委嘱した特相員による経営相談の支援等を目的に融資等相談支援協議会を開催し、指導力向上のための研修を経営指導員、特相員、組合役員及び日本公庫担当者合同で行った。

また、各生衛組合、日本公庫鳥取・米子支店、指導センターの代表者が一堂に会し融資の在り方等について意見交換を行う生活衛生改善貸付推薦団体協議会を開催した。

(融資等相談支援連絡協議会)

開催日 : 令和5年2月27日

開催場所 : ホテルモナーク鳥取 (鳥取市) (リモートでも同時開催)

参加者 : 29人

テーマ1 : コロナ禍におけるお客様対応

(講師 : とっとりへウェルカニコーディネータ 金井塚 千秋 氏)

テーマ2 : 県の生活衛生営業関係の施策

(講師 : 鳥取県くらしの安心推進課 担当者)

テーマ3 : 意見交換 (生衛組合の活性化と生活衛生関係融資の取組みについて)

(講師 : 日本政策金融公庫鳥取支店融資課長)

(生活衛生改善貸付推薦団体連絡協議会)

開催日 : 令和5年3月14日

開催場所 : サンドボックス鳥取 (鳥取市)

出席者 : 13名 (日本公庫3名、各生衛組合理事長等6名、行政1名、指導センター3名)

議題 : 生活衛生貸付の融資状況

新型コロナウイルス感染症特別貸付、令和4年度2次補正予算後の貸付制度等

6 生衛業情報化整備事業

生衛業者の経営の改善及び衛生水準の向上を図るため、ホームページや情報誌「とりせい通信」を活用し、関連する経営・融資・衛生情報や指導センター及び生衛組合の実施事業等を広く発信した。

(1) ホームページを活用した広報

・公益法人としての開示情報掲載

事業計画・報告、収支予算・決算、役員改選

・指導センターホームページの運営・管理

指導センターの紹介 (更新13回)

景気動向等統計データの周知 (更新4回)

感染症対策等衛生情報の周知 (更新14回)

融資情報の周知 (更新13回)

新型コロナ、物価高騰等の支援策 (更新37回)

情報更新合計 81回

・年間アクセス件数 9,648件 [目標 3,000件]

・年間ページビュー数 15,859件 [目標 6,500件]

※年間アクセス件数及び年間ページビュー数は google analytics による。

(2) とりせい通信の発刊

生衛業者(員外者含む)に当指導センターの事業や生衛業に関する制度等を広く周知するために情報誌を発行した。

・発行部数 1,500部 発行時期 令和4年7月

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通じて、生衛業に対する職業観の向上を図るとともに、後継者不足が懸念される理容業並びに美容業の課題解消を図り、県民の利便に支障をきたさないように努めた。

本年度は、高校での出前授業を2校(理容1校、美容1校)で実施するとともに鳥取県理容美容専

門学校と連携した体験学習を行った。

出前授業でアンケートを実施した結果、回答者のうち理容・美容に対する職業観が向上した者は75%であった。(昨年度79%)

(出前授業)

・理容

開催日 : 令和4年10月18日

開催校 : 緑風高等学校

参加者 : 34人

・美容

開催日 : 令和4年10月17日

開催校 : 鳥取敬愛高等学校

参加者 : 102人

(体験学習)

開催日 : 令和4年4月～9月(3回実施)

開催校 : 鳥取県理容美容専門学校

参加者 : 64人

8 消費者等コールセンター事業

消費者・利用者及び事業者のそれぞれの利益に資するため、利用者からの苦情の実例を報告し、適正な対処方法などを話し合い、お互いの立場を理解し、苦情の発生を未然に防止するための懇談会を開催した。

また、消費者団体を対象として、標準営業約款(Sマーク)などの生衛業者が取り組んでいる消費者の利益擁護の研修会を開催し、消費者の理解向上を図った。

(1) 生衛業者と消費者との懇談会

日時: 令和5年1月24日

場所: 白兔会館(鳥取市)

出席者: 9人(消費者、生衛業者、県消費生活センター、指導センター)

※参加者からの主な意見

- ・ Sマークの認知度が低い。まずは消費者に知ってもらうことが必要。
- ・ 消費者団体に対する Sマークの出前説明会はよい取組だと思う。等

(2) 消費者団体を対象とした研修会

開催回数・延べ参加者: 2回・27名

研修内容:

- ・ 標準営業約款制度(Sマーク)について
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組について

※参加者からの主な意見

- ・ Sマークのことはよく知らなかった。これからは注意してみる。
- ・ コロナの感染防止のため店側もいろいろ取り組んでいることがよく理解できた。等

9 生活衛生水準確保・向上推進事業

生活衛生水準の確保・向上を図るとともに生衛組合の活性化の取組を支援するため、当指導センター及び生衛組合は行動計画を作成して推進を図るとともに、行政及び日本公庫とも連携して事業の実施に取り組んだ。

(1) 確保・向上推進会議

日時: 令和4年6月7日

出席者: 各生衛組合理事長、県くらしの安心推進課担当者、指導センター

概要: 令和4年度指導センター及び各生衛組合の行動計画、これまでの活動状況

(2) 広報事業

①ホームページ、機関誌等でのPR

②令和3年9月から令和4年10月までの間に新規営業許可・届出を行った営業者に対し、組合加入のパンフレット、機関誌「生衛とっとり」等を送付

(送付部数 385部 (飲食294、食肉2、理容2、美容87) (国・県補助金で対応))

(3) 生衛業の実情報告及び組合活動支援要請

①県及び鳥取市生活衛生担当局長への報告

東部 8月22日 11名、中部 8月29日 7名 (西部地区は開催を見送り)
(地区連絡会とあわせて実施)

②県議会生活衛生関係営業振興議員連盟への組合活動支援要請

10月13日 各生衛組合理事長 等

③知事への組合活動活性化等の要望

11月4日 県議会生活衛生関係営業振興議員連盟会長、
指導センター理事長、旅館ホテル組合理事長 等

10 生産性向上営業者モデル事業

生衛業者が、デジタル化の推進により生産性向上に向けた取組を確実に行っていけるよう、当センターと営業者が連携してモデル事業を実施した。

・モデル事業の概要

実施事業者：鳥取市内の喫茶店

主な取組み: POSレジ及びキャッシュレス決済の導入による売上管理等の事務作業の効率化、顧客の利便性向上による売上増等

主な成果: 事務作業の大幅な効率化、キャッシュレス決済導入による売上増 等

11 生活衛生関係営業振興補助金事業

県及び鳥取市から1/2の補助を受け、生活衛生関係営業者の資質向上に資するため次の事業を実施した。

・広報紙「生活衛生とっとり」の発行と配布

2,500部 年1回 令和5年1月

12 標準営業約款推進事業

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上、審査会で審査して登録を行った。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類飲食店営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努めた。

・登録状況

8月：新規登録 3店 (美容業3)

再登録 14店 (美容業13、クリーニング業1)

廃止 4店 (理容業1、美容業2、クリーニング業1)

2月：新規登録 0店

再登録 7店 (美容業7)

廃止 1店 (美容業1)

令和5年3月末登録店舗数 384店 (昨年同期 386店)

(理容業166、美容業203、クリーニング業14、一般飲食店営業1)

13 クリーニング師等研修・講習事業

全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）の委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を実施した。

実施にあたっては、県・鳥取市及びクリーニング組合と連携して受講率の向上に努めた。

（クリーニング師研修（1型））

日 時：令和4年10月2日

場 所：鳥取県立福祉人材研修センター（鳥取市）

受講者数：31名

（クリーニング師研修（2型））

受 付：令和4年10月3日～10月14日

受講者数：10名

（クリーニング業務従事者講習（1型））

日 時：令和4年10月2日

場 所：鳥取県立福祉人材研修センター（鳥取市）

受講者数：9名

（クリーニング業務従事者講習（2型））

受 付：令和4年10月3日～10月14日

受講者数：31名

14 全国生活衛生営業指導センター委託事業

（1）生衛業景況等調査

日本公庫が発注し全国指導センターが受注し、当センターに再委託されて行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者に融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に活用され、もって営業者の経営安定化と振興に資した。

対 象：県内の生衛業者 10業種、70店舗

頻 度：毎四半期ごと

調査員：特相員及び経営指導員

（2）生衛業経営状況調査

厚生労働省が全国センターを通して行う生衛業経営状況調査で、月次で経営状況を定期的・定点的に調査・把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断材料として活用することを目的として行った。

対 象：県内の生衛業者 10業種、49店舗

頻 度：毎四半期ごと

調査員：経営指導員

（3）経営特別相談員研修事業

全国センターの委託を受け、知事が委嘱した経営特別相談員の相談能力向上を図るため研修会を実施した。

日 時：令和4年8月29日 ※リモート開催

受講者：11名

研修内容及び講師：

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ・収益力向上・最低賃金制度と働き方改革等 | 中小企業診断士 北村 真吾 氏 |
| ・新型コロナウイルス感染症と感染予防対策 | 医学博士 石田 茂 氏 |
| ・衛経融資制度の推進と推薦事務に係る留意事項 | 日本公庫鳥取支店融資課長 |
| ・生産性向上ガイドラインマニュアル・生衛業への支援制度 | 指導センター 担当者 |

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	90	90	0
基本財産受取利息	90	90	0
受取会費	97,000	97,000	0
賛助会員受取会費	77,000	77,000	0
特別会員受取会費	20,000	20,000	0
事業収益	2,187,642	2,218,481	△ 30,839
標準営業約款推進事業収益	69,360	75,040	△ 5,680
クリーニング師研修講習事業収益	265,200	259,400	5,800
特相員等研修事業収益	48,354	59,357	△ 11,003
景気動向等調査事業収益	1,244,900	1,270,400	△ 25,500
受託事業収益	559,828	554,284	5,544
受取補助金等	15,803,852	15,676,120	127,732
受取国庫補助金	15,749,329	15,623,645	125,684
受取単県等補助金	54,523	52,475	2,048
雑収益	35,078	51,405	△ 16,327
受取利息	78	85	△ 7
雑収益	35,000	51,320	△ 16,320
経常収益計	18,123,662	18,043,096	80,566
(2) 経常費用			
事業費	16,937,868	16,830,780	107,088
給料手当	9,907,808	9,813,967	93,841
福利厚生費	1,657,361	1,636,903	20,458
諸謝金	1,309,722	1,450,595	△ 140,873
旅費交通費	379,450	333,475	45,975
通信運搬費	378,681	406,503	△ 27,822
消耗品費	699,717	580,702	119,015
印刷製本費	376,541	422,760	△ 46,219
使用料及び賃借料	1,868,505	1,850,588	17,917
光熱水料費	161,814	154,877	6,937
食糧費	9,241	14,630	△ 5,389
会議費	24,000	0	24,000
広告宣伝費	35,000	20,000	15,000
推進員費用弁償費	4,650	4,700	△ 50
支払負担金	21,120	22,880	△ 1,760
委託費	67,550	67,400	150
雑費	36,708	50,800	△ 14,092
管理費	1,188,279	974,779	213,500
給料手当	412,825	408,915	3,910
役員等報酬	78,000	78,000	0
福利厚生費	83,395	68,204	15,191
旅費交通費	71,580	63,590	7,990
通信運搬費	8,388	10,188	△ 1,800
什器備品費	181,500	0	181,500
消耗品費	9,499	9,174	325
印刷製本費	8,620	8,476	144
使用料及び賃借料	28,600	37,400	△ 8,800
食糧費	4,450	4,000	450

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
会議費	12,300	16,350	△ 4,050
租税公課	1,100	1,100	0
支払負担金	255,412	255,412	0
雑費	32,610	13,970	18,640
経常費用計	18,126,147	17,805,559	320,588
当期経常増減額	△ 2,485	237,537	△ 240,022
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,485	237,537	△ 240,022
一般正味財産期首残高	6,271,849	6,034,312	237,537
一般正味財産期末残高	6,269,364	6,271,849	△ 2,485
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	90	90	0
基本財産受取利息	90	90	0
受取会費	77,000	77,000	0
賛助会員受取会費	77,000	77,000	0
一般正味財産への振替額	△ 77,090	△ 77,090	0
一般正味財産への振替額	△ 77,090	△ 77,090	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	4,520,000	4,520,000	0
指定正味財産期末残高	4,520,000	4,520,000	0
III 正味財産期末残高	10,789,364	10,791,849	△ 2,485

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	90			90
基本財産受取利息	90			90
受取会費	20,000	77,000		97,000
賛助会員受取会費		77,000		77,000
特別会員受取会費	20,000			20,000
事業収益	1,552,642	635,000		2,187,642
標準営業約款推進事業収益	69,360			69,360
クリーニング師研修講習事業収益	265,200			265,200
特相員等研修事業収益	48,354			48,354
景気動向等調査事業収益	749,900	495,000		1,244,900
受託事業収益	419,828	140,000		559,828
受取補助金等	15,321,970	481,882		15,803,852
受取国庫補助金	15,267,447	481,882		15,749,329
受取単県等補助金	54,523			54,523
雑収益	35,078	0		35,078
受取利息	78			78
雑収益	35,000			35,000
経常収益計	16,929,780	1,193,882	0	18,123,662
(2) 経常費用				
事業費	16,937,868			16,937,868
給料手当	9,907,808			9,907,808
福利厚生費	1,657,361			1,657,361
諸謝金	1,309,722			1,309,722
旅費交通費	379,450			379,450
通信運搬費	378,681			378,681
消耗品費	699,717			699,717
印刷製本費	376,541			376,541
使用料及び賃借料	1,868,505			1,868,505
光熱水料費	161,814			161,814
食糧費	9,241			9,241
会議費	24,000			24,000
広告宣伝費	35,000			35,000
推進員費用弁償費	4,650			4,650
支払負担金	21,120			21,120
委託費	67,550			67,550
雑費	36,708			36,708
管理費		1,188,279		1,188,279
給料手当		412,825		412,825
役員等報酬		78,000		78,000
福利厚生費		83,395		83,395
旅費交通費		71,580		71,580
通信運搬費		8,388		8,388
什器備品費		181,500		181,500
消耗品費		9,499		9,499
印刷製本費		8,620		8,620
使用料及び賃借料		28,600		28,600
食糧費		4,450		4,450

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
会議費		12,300		12,300
租税公課		1,100		1,100
支払負担金		255,412		255,412
雑費		32,610		32,610
経常費用計	16,937,868	1,188,279	0	18,126,147
当期経常増減額	△ 8,088	5,603	0	△ 2,485
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,088	5,603	0	△ 2,485
一般正味財産期首残高				6,271,849
一般正味財産期末残高				6,269,364
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	90		0	90
基本財産受取利息	90		0	90
受取会費		77,000	0	77,000
賛助会員受取会費		77,000	0	77,000
一般正味財産への振替額	△ 90	△ 77,000	0	△ 77,090
一般正味財産への振替額	△ 90	△ 77,000	0	△ 77,090
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				4,520,000
指定正味財産期末残高				4,520,000
III 正味財産期末残高				10,789,364

貸借対照表
令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	6,486,084	6,301,128	184,956
現金	0	0	0
普通預金	6,486,084	6,301,128	184,956
前払金	0	279	△ 279
未収金	35,985	0	35,985
【流動資産合計】	6,522,069	6,301,407	220,662
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	4,520,000	4,520,000	0
【基本財産合計】	4,520,000	4,520,000	0
(2)その他の固定資産			
敷金	500,000	500,000	0
【その他の固定資産合計】	500,000	500,000	0
【固定資産合計】	5,020,000	5,020,000	0
【資産合計】	11,542,069	11,321,407	220,662
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	22,061	25,832	△ 3,771
預り金	730,644	503,726	226,918
【流動負債合計】	752,705	529,558	223,147
2 固定負債			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	752,705	529,558	223,147
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	4,520,000	4,520,000	0
【指定正味財産合計】	4,520,000	4,520,000	0
(うち基本財産への充当額)	(4,520,000)	(4,520,000)	
2 一般正味財産	6,269,364	6,271,849	△ 2,485
【正味財産合計】	10,789,364	10,791,849	△ 2,485
【負債・正味財産合計】	11,542,069	11,321,407	220,662

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法で処理している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	4,520,000	0	0	4,520,000
合 計	4,520,000	0	0	4,520,000

3 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
定期預金	4,520,000	(4,520,000)	(0)	(0)
合 計	4,520,000	(4,520,000)	(0)	(0)

4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表 上の記載区分
鳥取県生活衛生営業指導センター補助金	鳥取県	0	15,749,329	15,749,329	0	
鳥取県生活衛生営業振興事業補助金	鳥取県	0	35,985	35,985	0	
鳥取市生活衛生営業振興事業補助金	鳥取市	0	18,538	18,538	0	
合 計		0	15,803,852	15,803,852	0	

5 指定正味財産から一般正味財産へ振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産へ振替額の内訳は、次のとおりである。

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	90
賛助会員受取会費計上による振替額	77,000
合 計	77,090

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現 金			0
	預 金	普通預金 山陰合同銀行鳥取営業部	運転資金として	6,486,084
	未収金	補助金事業に対する未収額	振興事業補助金	35,985
流動資産合計				6,522,069
(固定資産)	基本財産	山陰合同銀行鳥取営業部	公益目的保有財産であり、 運用益を公益目的事業の 財源として使用している	4,520,000
	その他の 固定資産	榊城北ビル(事務所)	公益目的保有財産であり、 公益目的事業、管理業務で 使用している共有財産である	500,000
固定資産合計				5,020,000
資産合計				11,542,069
(流動負債)	未払金	(株)ケー・オー・エイに 対する未払額	コピー料金	22,061 12,006
		富士通(株)に対する未払額	プロバイダー料金	1,650
		中国電力(株)に対する未払額	電気料金	8,405
	預り金	職員等からの預り額	社会保険料等	104,315
			源泉所得税	45,412
			市町県民税	28,100
		補助金返還分預り額	R3年度鳥取県生活衛生営業指 導センター補助金	290,615
		R4年度鳥取県生活衛生営業指 導センター補助金	262,202	
流動負債合計				752,705
固定負債合計				-
負債合計				752,705
正味財産				10,789,364

附属明細書

1 基本財産の明細

基本財産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2 引当金の明細

該当なし

令和5年度 事業計画

I 基本方針

県民生活に密着したサービスや商品提供を通じ生活向上と地域経済の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）に関し、「生活衛生関係営業の運営の適正化と振興に関する法律」（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）と連携し又は直接事業者に対して、事業振興と経営健全化、営業に関する相談・指導、融資の斡旋、情報の収集・発信など「公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター定款」に定める事業を行い、生衛業者の経営の健全化、衛生水準の向上と併せて利用者・消費者の利益の擁護を図る。

特に、コロナ禍やエネルギー価格・原材料価格の高騰により厳しい経営環境が続いている生衛業の現状を踏まえ、経営の継続や健全化等の支援に積極的に取り組む。

事業実施にあたっては行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）等の関係機関・団体等との連携を密にし、総合的な事業の推進とその効果の発現に努めるとともに公益財団法人として、公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づき法人運営を行う。

II 事業内容

1 相談室運営事業

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に経営指導員を配置し、指導センターの管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行う。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という。）、標準営業約款登録推進員（以下「Sマーク推進員」という。）及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行う。

・組織体制	常務理事	1名（事務局長・経営指導員を兼務）
	経営指導員	1名
	事務職員	1名
	特相員	23名（令和5年4月～8年3月）

2 税務並びに中小企業診断個別相談等事業

平成24年6月に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した覚書に基づき、税理士並びに中小企業診断士による個別無料相談事業を積極的に推進し、生衛業者の経営の改善・事業の発展等に資する。

・指導内容	（税理士） 記帳・決算書の作成 税務申告 経営分析 事業承継 等 （中小企業診断士） 企業診断 経営環境改善 経営分析 事業承継 新型コロナウイルス感染症・物価高騰関連支援策 等
・目標	6件・12時間

3 地区生活衛生営業相談指導事業

(1) 出前相談・指導

経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に出席し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応する。

特に特相員から提供される融資等相談事例については、よりきめ細かい対応をするため随時現地に出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士等の専門家の協力を得て相談に応ずる。

・目標	窓口相談 100件 地区相談 30人 巡回相談 600件
-----	------------------------------

(2) 地区相談・指導

鳥取県中部・西部総合事務所及び鳥取市の協力を得て、各管内の生衛組合（支部）役員、特相員、Sマーク推進員及び経営指導員並びに行政担当者及び日本公庫融資担当者で業種横断的な地区連絡会を開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行う。

なお資金需要期には日本公庫鳥取支店及び米子支店と連携し融資相談会を開催する。

(3) 衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため、美容業生衛組合及び理容生衛組合と連携して理容・美容業界全体の営業施設における消毒法、衛生法規及び組合のニーズに応じたテーマ等に関する講習会を県内3地域で実施する。

なお、講習会の開催にあたっては厚生労働省及び鳥取県・鳥取市の後援を得て実施をしていく。

・目標 参加者数 美容 150名 理容 150名

4 生活衛生貸付等指導事業

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（以下「衛経」という。）による設備資金及び運転資金について、生衛組合及び特相員等と連携して資金需要の把握に努めるとともに、融資を希望する者に対しては現地に出かけ指導を行うとともに融資推薦書の作成を指導センターで行う等迅速な融資に努める。

また、日本公庫の生衛業向け融資等の周知に努めるとともに、要望に応じ借入申込書の代理入力や一般貸付に係る推薦書の交付等にも取り組み生衛業者の資金需要に応じていく。

さらに、直近1か年程度の間新たに営業の許可又は届出を行った営業者に対し、個別融資相談会の開催案内・指導センターの業務紹介などの資料送付を行い資金需要の掘り起こしを図る。

・目標 衛経 5件
借入申込書の代理入力 5件
一般貸付に係る推薦 5件
個別融資相談会開催案内送付 約400件

5 融資等相談支援連絡協議会事業

生活衛生関係営業融資業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、指導センター、各生衛組合理事長及び日本公庫鳥取・米子支店による融資等意見交換会並びに経営指導員、特相員及び日本公庫融資担当課長による融資等連絡協議会を開催する。

6 生衛業情報化整備事業

(1) ホームページの適切な管理・運営

全国指導センターの「生衛業情報ネットワークシステム」（各名簿管理・調査集計処理など）の活用・管理を行うとともに、適時・適切な情報提供に努めアクセス件数の増加を図る。

(掲載情報)

・情報開示に関するもの

事業計画書及び収支予算

事業報告書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録
役員の変更

・事業者に対するもの

経営相談・融資・金利変更等

各生衛組合の活動状況

景気動向調査報告

受動喫煙防止対策

感染症の流行状況や対策及び関連する施策

- 新型コロナや物価高騰対策に関する国・県等の支援制度
- ・利用者・消費者に対するもの
標準営業約款登録店や環境配慮活動実施店舗の状況
食中毒や感染症の発生状況及びその防止対策
熱中症注意情報
 - ・目標 アクセス件数 5, 000件

(2) SNSによる情報発信

ホームページでの情報提供に加えSNSを活用したプッシュ型での情報発信も行い、情報発信力の強化を図る。

(主な配信内容)

- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に関する各種支援策
- ・指導センターが主催する講習会 等

(3) 会議・講習会等のリモート開催

新型コロナウイルス感染症やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応の観点から、指導センターが主催する会議や講習会等リモートも併用して開催し、参加者の確保や情報共有等を図る。

(リモート開催も併用予定の会議等)

- ・生活衛生同業組合事務局連絡会議
- ・生衛業者を対象とした講習会
- ・融資や経営に関する相談 等

(4) 指導センター通信・とりせい通信の発刊

指導センター・各生衛組合及び日本公庫など関係団体が有する情報を生衛業者に周知することにより、生衛業者の経営の健全化及び衛生水準の向上に資する。

- ・掲載内容（予定）

指導センター 令和5年度事業計画

衛生関係時事対応

関係機関の紹介

- ・発行時期（予定） 令和5年5月
- ・発行部数 1, 500部

7 後継者育成支援事業

高校生を対象とした職業体験を通して生活衛生営業に対する職業観の向上を図り後継者の確保に繋げるにより県民生活に不便を生じさせることの無いよう努める。

このため、指導センターに教育関係機関、行政、関係生衛組合等で構成する「企画・評価協議会」を設置し、実施計画、目標及び事業プログラムの検討を行うとともに、結果を評価し必要な見直しを行う。

本年度においても、美容業及び理容業を対象とした体験学習を県内の高等学校で実施し、職業観の向上と専門学校等への進学者数の増加をめざす。

8 消費者コールセンター事業

生衛業に起因する利用者消費者の苦情を処理するとともに、消費者、行政、専門家、生衛業者による意見交換会をおこない、問題・課題の検討を行うとともに、相互理解に資することとする。

また、消費者団体が開催する勉強会等に出向き、標準営業約款制度などの消費者擁護の取り組みを説明し消費者の理解を得る。

- ・懇談会の開催 東部地区で開催（参加者数 15名程度）
- ・消費者団体の勉強会への参加 5回程度

9 生活衛生水準確保・向上事業

生活衛生水準の確保・向上を図るとともに生衛組合の活性化の取り組みを支援する。

(1) 確保・向上推進会議の開催

生衛組合、県担当課、日本公庫、指導センターで構成し、行動計画の策定、取り組むべき課題等について意見交換する。

(2) 広報

生衛組合の組合員及び員外者に、チラシ・ポケットブックを配布し、組合員意識の高揚を図るとともに組合員の新規加入を図る。

(3) 新規営業許可情報の収集および提供

各地区の生活衛生担当部局から新規の営業許可施設届出施設の情報を入手し、各生衛組合に提供するとともに直接指導センターから新規の営業許可施設届出施設に組合加入チラシ、生衛とっとり等を送付する。

10 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業

税理士や中小企業診断士などと連携し、コロナ禍により大きな影響を受けている生衛業者に対し、営業や公的支援等に関する相談・指導を実施する。

- ・相談・指導の実施件数 5件程度

11 生産性向上営業者モデル事業

生衛業者が、生産性向上に向けた取組を確実に進めていけるよう、厚生労働省が作成した生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いて、指導センターと営業者が連携したモデル事業を実施する。

- ・モデル事業実施事業者 1者

12 生活衛生営業振興補助金事業

指導センターの機関誌「生活衛生とっとり」を令和6年1月に刊行し、生衛業関連の情報や生衛組合の活動、安全安心に向けた取組を広く広報する。

- ・発行部数 2,500部

13 標準営業約款登録推進事業

生衛法第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上審査会で審査して登録を行う。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努める。

このため、消費者団体が行う研修会等に出向いて標準営業約款制度の周知や登録店のPRを行うなどの消費者の制度に対する理解を深める取組を実施する。

- ・目標 更新 27件（理容5、美容20、クリーニング2）
新規 5件

14 クリーニング師等研修・講習事業

県から免許を受けているクリーニング師並びにクリーニング業務の従事者は、資質の向上と消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度、資質向上のため研修・講習を受講することとされている。

指導センターでは全国指導センターの委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を西部地区で実施する。

- ・ 目標 クリーニング師研修 40名（1型：25名、2型：15名）
 従事者講習 50名（1型：15名、2型：35名）

15 全国指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫から全国指導センターが委託を受け、指導センターが再委託を受けて行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者への融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に役立たせ、営業者の経営安定化を図り一般消費者に安全で安定したサービスを提供できるようにするものである。

- ・ 対 象：県内の生衛業者 10業種、70店舗
- ・ 頻 度：毎四半期ごと4回／年
- ・ 調査員：経営指導員及び特相員

(2) 生衛業経営状況調査

全国指導センターが厚生労働省の指導のもと企画設計した調査で、各業種の生衛事業者の経営状況について、協力の得られる事業者を対象に月次の数値データを調査し全国又はブロックごとに整理解析して経営健全化の参考にするとともに、生衛業に対する施策に反映することを目的とする。

- ・ 対 象：県内の生衛業者 10業種、50店舗
- ・ 頻 度：毎四半期ごと4回／年
- ・ 調査員：経営指導員

(3) 経営特別相談員研修事業

知事が委嘱した特相員23名に対し制度融資等への理解・相談対応能力等の向上を図るため研修会を実施する。

- ・ 6月又は7月に実施

収 支 予 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	
受取会費	97	97	0	
賛助会員受取会費	77	77	0	
特別会員受取会費	20	20	0	
事業収益	2,620	2,188	432	
標準営業約款推進事業収益	97	70	27	
クリーニング師研修講習事業収益	283	265	18	
特相員等研修事業収益	160	48	112	
景気動向等調査事業収益	1,230	1,245	△15	
受託事業収益	850	560	290	
受取補助金等	16,740	16,066	674	
受取国庫補助金	16,660	16,012	648	
受取県補助金	80	54	26	
雑収益	20	35	△ 15	
受取利息	0	0	0	
雑収益	20	35	△ 15	
経常収益計	19,477	18,386	1,091	
(2) 経常費用				
事業費	18,410	17,214	1,196	
給料手当	9,999	9,908	91	
福利厚生費	1,668	1,656	12	
旅費交通費	813	424	389	
通信運搬費	472	438	34	
消耗品費	555	814	△ 259	
印刷製本費	541	385	156	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
光熱水料費	196	177	19	
燃料費	0	0	0	
食糧費	31	9	22	
使用料及び賃借料	1,925	1,893	32	
諸謝金	1,975	1,317	658	
会議費	32	24	8	
広告宣伝費	20	35	△ 15	
推進員費用弁償費	7	5	2	
支払助成金	5	0	5	
支払負担金	30	21	9	
委託費	75	67	8	
雑費	66	41	25	
管理費	1,088	1,224	△ 136	
給料手当	417	413	4	
役員等報酬	96	84	12	
福利厚生費	89	85	4	
旅費交通費	80	78	2	
通信運搬費	10	9	1	
什器備品費	0	182	△ 182	
消耗品費	10	10	0	
印刷製本費	10	9	1	
光熱水料費	2	0	2	
食糧費	10	5	5	
使用料及び賃借料	40	39	1	
会議費	20	19	1	
租税公課	3	1	2	
支払負担金	260	255	5	
支払利息	1	0	1	
雑費	40	35	5	
経常費用計	19,498	18,438	1,060	
当期経常増減額	△ 21	△ 52	31	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 21	△ 52	31	
一般正味財産期首残高	6,220	6,272	△ 52	
一般正味財産期末残高	6,199	6,220	△ 21	

(16) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	4,520	4,520	0	
指定正味財産期末残高	4,520	4,520	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	10,719	10,740	△ 21	

収支予算書内訳表

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0			0
基本財産受取利息	0			0
受取会費	20	77		97
賛助会員受取会費		77		77
特別会員受取会費	20			20
事業収益	2,110	510		2,620
標準営業約款推進事業収益	97			97
クリーニング師研修講習事業収益	283			283
特相員等研修事業収益	160			160
景気動向等調査事業収益	800	430		1,230
受託事業収益	770	80		850
受取補助金等	16,254	486		16,740
受取国庫補助金	16,174	486		16,660
受取県補助金	80			80
雑収益	20	0		20
受取利息	0			0
雑収益	20			20
経常収益計	18,404	1,073		19,477
(2) 経常費用				
事業費	18,410			18,410
給料手当	9,999			9,999
福利厚生費	1,668			1,668
旅費交通費	813			813
通信運搬費	472			472
消耗品費	555			555
印刷製本費	541			541
光熱水料費	196			196

(16) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
燃料費	0			0
食糧費	31			31
使用料及び賃借料	1,925			1,925
諸謝金	1,975			1,975
会議費	32			32
広告宣伝費	20			20
推進員費用弁償費	7			7
支払助成金	5			5
支払負担金	30			30
委託費	75			75
雑費	66			66
管理費		1,088		1,088
給料手当		417		417
役員等報酬		96		96
福利厚生費		89		89
旅費交通費		80		80
通信運搬費		10		10
什器備品費		0		0
消耗品費		10		10
印刷製本費		10		10
光熱水料費		2		2
食糧費		10		10
使用料及び賃借料		40		40
会議費		20		20
租税公課		3		3
支払負担金		260		260
支払利息		1		1
雑費		40		40
経常費用計	18,410	1,088		19,498
当期経常増減額	△ 6	△ 15		△ 21
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0		0
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 6	△ 15		△ 21
一般正味財産期首残高				6,220
一般正味財産期末残高				6,199

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
	千円	千円	千円	千円
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高				4,520
指定正味財産期末残高				4,520
Ⅲ 正味財産期末残高				10,719